



安全運転管理者制度 及び届出について



○安全運転管理者制度の質問にお答えします。

- Q 1 安全運転管理者制度はどんな制度？
- Q 2 安全運転管理者の義務は？
- Q 3 安全運転管理者等を選任しなければならない事業所は？
- Q 4 安全運転管理者等の資格要件は？
- Q 5 安全運転管理者等の選任、解任手続は？
- Q 6 届出に必要な書類は？



Q1 安全運転管理者制度はどんな制度？

安全運転管理者制度は、昭和40年6月の道路交通法の一部改正により創設されたもので、事業所等における安全運転の確保を図るための制度です。

自動車の使用者（事業主等）は、運転者に法令を守らせるなど、いろいろと心を配る必要がありますが、1人で全てをチェックすることは不可能です。

そこで、使用者に代わって具体的なチェックを行うことを目的として、安全運転管理者を選任させることとしています。

【道路交通法第74条の3第1項】

自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければならない。

◆罰則…安全運転管理者を選任しなかった場合…5万円以下の罰金



Q2 安全運転管理者の義務は？

(1) 安全運転管理に関する義務

(道交法施行規則第9条の10)

- 運転者に対して安全運転確保のため交通安全教育指針に基づく交通安全教育を行うこと。
- 運転者の運転適性、技能及び知識並びに法令等の遵守状況を把握すること。
- 自動車の運行計画を作成すること。
- 長距離、夜間運転時の交替運転者を配置すること。
- 異常気象時等に安全確保に必要な指示と措置を講ずること。
- 点呼等により、運行前点検の実施、飲酒・過労・病気等の確認を行い、安全運転の確保のため必要な指示を行うこと。
- 車両に運転日誌を備え付け、運転者に記録させること。
- 運転者に対し、自動車の運転に関する技能・知識等安全運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと。

(2) 公安委員会が行う講習を受講すること。

(道交法第74条の3第8項等)

- 講習は年1回(6時間)。
受講手数料は4,500円です。



(3) 公安委員会から説明を求められた場合に、必要な報告と資料を提出すること。

(道交法第75条の2の2第1項)

(4) 業務に関し、自動車の運転者に対して、次の違反を下命又は容認しないこと。

(道交法第75条)

- | | |
|-------------|--------------|
| ○酒酔い、酒気帯び運転 | ○麻薬等運転 |
| ○過労運転 | ○無免許・無資格運転 |
| ○最高速度違反運転 | ○積載制限違反運転 |
| ○放置駐車違反 | ○自動車使用制限命令違反 |
| ○妨害運転 | |

Q3 安全運転管理者等を選任しなければならない事業所は？

A：乗車定員11人以上の自動車1台以上、又はその他の自動車5台以上を使用している事業所が対象です。

具体的には

- ◎ 乗車定員11人以上の自動車（マイクロバス等）を1台以上使用
- ◎ 自動車を5台以上〔二輪車は1台を0.5台と計算する（50cc以下の原動機付き自転車を除く）〕

※ 本社、本店はもちろんですが、支店、営業所などでも規定台数以上の自動車を使用している場合には、支店、営業所ごとに安全運転管理者を選任しなければなりません。



乗車定員10人以下の自動車5台以上の事業所

又は

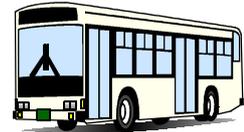
乗車定員11人以上の自動車1台以上の事業所



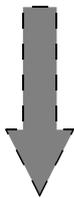
二輪車（51cc以上）は
2台で1台

安全運転管理者

道路交通法施行規則
第9条の8



自動車の使用の本拠（営業所や部署等）ごとに1名を選任



自動車
20台以上の事業所

副安全運転管理者

道路交通法施行規則
第9条の11

20台につき1名の選任が必要となる。

台数	選任数
1～19台	不要
20～39	1人
40～59	2人
60～79	3人
⋮	⋮
⋮	⋮

注1：選任の必要がない事業所

- ：運行管理者を選任している事業所
- ：リース業者やレンタル業者等のように、車両貸出しを業としている事業所

注2：自動車運転代行業者の特例

- ：自動車運転代行業者については、上記の基準にかかわらず、全ての営業所において安全運転管理者を選任しなければなりません。車両10台ごとに副安全運転管理者の選任が必要です。

Q4 安全運転管理者等の資格要件は？

安全運転管理者等の資格要件

★ 年齢

20歳以上の人

(副安管が置かれる場合は、
30歳以上)

★ 管理経験等

運転管理経験が2年
以上の人

安全運転管理者

道路交通法施行規則

第9条の9

★ 必要な権限 を有する人

安全運転管理の
ために必要な権限
が与えられている
人(課長職等)

(道交法第74条の3第7項)

★ 違反・事故の前歴がないこと。

- 過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない人。
- 過去2年以内に次の違反行為をしたことのない人。
 - ◎ ひき逃げ、酒酔い運転、酒気帯び運転、麻薬等運転、無免許運転、妨害運転
 - ◎ 飲酒運転(酒酔い及び酒気帯び運転)に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び依頼・要求して同乗する行為
 - ◎ 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反の下命・容認
 - ◎ 自動車の使用制限命令違反

★ 年齢

20歳以上の人

★ 管理経験等

運転管理経験が1年
以上か、運転経験が3
年以上の人

副安全運転管理者

道路交通法施行規則

第9条の9

★ 係長又は相当
職以上にある
人が望ましい。

※ 運転管理とは、車両(物)だけでなく、運転者(人)も管理することをいいます。

Q 5 安全運転管理者等の選任・解任手続きは？

安全運転管理者（副安全運転管理者）等の選任・解任の手続き

○ 届出

安全運転管理者・副安全運転管理者を選任、解任した場合には選任、解任した日から15日以内に公安委員会(事業所を管轄する警察署)に届出をして下さい。

※ 安全運転管理者制度は、道路交通法で選任、解任の届出が義務付けられています。
(道路交通法第74条の3第5項、第120条、第121条)



Q 6 届出に必要な書類は？

○ 届出に必要な書類（令和3年4月1日改正）

1 安全運転管理者の場合は、下記(1)~(3)の書類が必要となります。

(1) 安全運転管理者に関する届出書（様式第14号）

(2) ・運転免許証の写し
・住民票の写し
・運転経歴証明書の写し } いずれか1通を添付してください。

※ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第15条、第19条、第20条の規定により、マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の写しを受理することはできません。
マイナンバーが記載された住民票の写しにより届出する場合は、マイナンバーの記載部分をマスキングするなどの措置が必要となります。

(3) 運転記録証明書

運転記録証明書とは、自動車安全運転センターで発行する過去の交通違反、累積点数などについて証明するものです。

※ 1か月以内に自動車安全運転センターで発行された証明書

※ 過去3年間または過去5年間で申請して下さい。

2 副安全運転管理者（車両台数20台以上の事業所など）の場合は、下記(1)~(3)の書類が必要となります。

(1) 副安全運転管理者に関する届出書（様式第15号）

(2) ・運転免許証の写し
・住民票の写し
・運転経歴証明書の写し } いずれか1通を添付してください。

※ 安全運転管理者と同様

(3) 運転記録証明書

※ 安全運転管理者と同様



※参考

- 1 : Q 用紙はどこで受領するの？
A 県下各警察署の交通課にあります。
警察署交通課で受領して下さい。
- 2 : Q ホームページからダウンロードは出来ますか？
A 交通企画課のページから一太郎ファイルによりダウンロード
が出来ます。
また、PDFファイルを使用し、手書きによる提出も可能です。
- 3 : Q 届出はどこにするの？
A 届出は「使用の本拠の位置」を管轄する警察署交通課の窓口
となります。
- 4 : Q 提出部数は？
A 申請に必要な書類各1部の提出となります。
- ◎ 宮城県警察本部交通企画課
☎022-221-7171 (内線5024)
- ◎ 一般社団法人宮城県安全運転管理者協会
☎022-361-0313
※ 一般社団法人宮城県安全運転管理者協会のホームページも
ご覧下さい。

「安全運転管理者制度」や「届出」に
ついて不明な点がありましたら警察署
(交通課)または宮城県警察本部交通企
画課までお問い合わせください。



安全運転管理者等に関する届出書

1 安全運転管理者用

様式第14号（第15条関係）

※ 整理番号		安全運転管理者に関する届出書															
		宮城県公安委員会 殿										年 月 日					
		届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名															
		住所															
		(電話										FAX					
①選任年月日		年 月 日										⑧ 名称					
②安全運転管理者氏名		(ふりがな)										⑧ 位置					
③ 資格要件		生年月日 (年齢)		年 月 日 (歳)						業種別 1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他							
		運転の管理経験		1 2年以上		2 公安委員会の教習修了者で1年以上		3 公安委員会の認定									
④ 職務上の地位												⑨ 管理する自動車の台数・運転者数 自動車台数 ⑩ 運転者数					
⑤ 安全運転管理者が運転免許を取得している場合		免許の種類															
		免許年月日															
		免許証番号															
		交付年月日															
交付公安委員会																	
⑥ 安全運転管理者の勤務態様		勤務		日勤 隔日		その他()											
		副安全運転管理者の有無		あり() なし													
⑦ 安全運転管理者等の経歴		勤務期間		勤務所名等						⑪ 前安全運転管理者		解任年月日		年 月 日			
		自 . . 至 . .										氏 名					
		自 . . 至 . .										解任事由		1 退職 2 転任			
		自 . . 至 . .												3 解任命令 4 その他()			
備考																	

備考 1 安全運転管理者の経歴がない場合は、安全運転管理者等の経歴欄に運転の管理経験を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 副安全運転管理者用

様式第15号（第15条関係）

※ 整理番号 (安管一)		副安全運転管理者に関する届出書																	
宮城県公安委員会 殿		年 月 日																	
副安全運転管理者を選任、解任 届出事項を 変更 } したので お届けします。		届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名																	
		住所																	
		(電話 FAX)																	
①選任年月日	年 月 日			⑧ 使 用 の 本 拠	名 称														
②副安全運転 管理者氏名	(ふりがな)				位 置														
③ 資 格 要 件	生年月日 (年齢)	年 月 日(歳)			安全運転 管理者の 氏 名														
	1 運転の 管理経験 1年以上	2 運転の経験 期間3年以上	3 公安委員会 の認定		業 種 別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸 13電気/ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他													
④職務上の地位				⑨ 管理する自動車 の台数・運 転者数	乗 用 車				貨 物 車				計						
⑤副安全運転管 理者が運転免 許を取得して いる場合	免許の種類					大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽	大 型 特 殊	小 型 特 殊	自 動 二 輪	
	免許年月日																		
	免許証番号																		
	交付年月日	年 月 日																	
⑥安全運転管 理者の勤務態 様	勤 務 期 間	日勤 隔日 その他()		⑩ 運 転 者 数	免 許 種 別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特 自 小	一 種	二 種	一 種	二 種	二 種	二 種	計		
補助者の有無	あり (人) なし		専 従																
⑦副安全運 転管理者 等の経歴	勤 務 期 間	勤 務 所 名 等		⑪ 前副安全 運転管 理者	解任年月日	年 月 日			氏 名										
	自 . . . 至 . . .				解任事由	1 退職 2 転任 3 解任命令 4 その他()													
	自 . . . 至 . . .																		
	自 . . . 至 . . .																		
備 考																			

備考 1 副安全運転管理者の経歴がない場合は、副安全運転管理者等の経歴欄に運転の管理経験を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

安全運転管理者に関する届出書の記載要領

◎ 届出の種別

該当する項目に○印を付けること。

- ・ 管理者を選任したとき――「選任、解任」
- ・ 管理者を解任したとき――「選任、解任」
- ・ 管理者が交代した場合――「選任、解任」
- ・ 既に届出済みの届出書の記載内容に変更があったとき――「届出事項を変更」

①選任年月日

実際に管理者を選任した日を記載すること。

②安全運転管理者氏名

住民票に記載された氏名・生年月日を確認し正確に記載すること。

注意：高橋→高橋・渡辺→渡邊・斉藤→齋藤

③資格要件

20歳以上のものであるか
(副安管が置かれている場合は30歳以上)

④職務上の地位

「代表取締役・専務取締役・所長・支店長・〇〇部長・〇〇課課長・〇〇係・〇〇係主任」等の地位に記載すること。

※これら地位の名称を使用しない事業所では、() 書きでどの地位に相当するかを具体的な地位の名称を記載すること

⑤安全運転管理者の運転免許

運転免許証の記載内容を確認し、正確に記載すること。

運転免許がない管理者については、記載しないこと。

⑥安全運転管理者の勤務の態様

勤務欄の該当する欄に○印を付すこと。
副安管の有無について○印を付すこと。

⑦安全運転管理者等の経歴

安全運転管理者の経歴を記載する。
安全運転管理者の経歴が無い場合は運転の管理経験(2年以上)を記載すること。

様式第14号(第15条関係)

※ 整理番号		安全運転管理者に関する届出書		年 月 日	
宮城県公安委員会 殿		届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名		住所	
安全運転管理者を選任、解任したので届出事項を変更お届けします。		(電話 FAX)			
①選任年月日	年 月 日	⑧名称			
②安全運転管理者氏名	(ふりがな)	⑧位置			
③資格要件	生年月日(年齢) 年 月 日(歳)	⑧業種別	1 官公署 2 社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他		
④職務上の地位	運転の管理経験 1 2年以上 2 公安委員会の教習修了者で1年以上 3 公安委員会の認定	⑨自動車台数	乗用 貨物 大型特殊 自動二輪 計		
⑤安全運転管理者が運転免許を取得している場合	免許の種類 免許年月日 免許証番号 交付年月日 交付公安委員会	⑩運転者数	大型 中型 準中型 普通 大特 自小 計		
⑥安全運転管理者の勤務態様	勤務日勤 隔日 その他() 副安全運転管理者の有無 あり(人) なし	⑪解任年月日	年 月 日		
⑦安全運転管理者等の経歴	勤務期間 勤務所名等	前安全運転管理者氏名	解任事由		
備考	1 退職 2 転任 3 解任命令 4 その他()				

◎ 実際に警察署へ届出書を提出した日を記載すること。

◎ 「届出者」……自動車の使用者(事業所)からの届出なので、原則として事業所の代表者・所在地を記載すること。

※印省略

⑧使用の本拠

「名称」……登録する名称なので営業所名等まで正確に記載すること。

「位置」……所在地を正確に記載すること。
(「番・号・番地の」等を「-」としない)

「業種別」……複数の業種にわたる事業所は、主たる業種を○印で囲むこと。

⑨自動車台数

使用する自動車の台数を記載すること。
(大型・普通自動二輪は、1台0.5台で計算)

⑩運転者数

「専従」……通常運転担当者数を記載すること。
「予備」……運転する可能性のある運転者数を記載すること。

⑪解任年月日

実際に管理者を解任した日を記載すると、解任事由にも○印を付すこと。

※備考欄の記載方法

- ・ 安全運転管理者●●から△△に変更
- ・ 安全運転管理者●●を解任し、△△を選任
- ・ 事業所の所在地を●●から△△に移転、変更
- ・ 使用台数が5台以下になったことから管理者を解任 等

備考 1 安全運転管理者の経歴がない場合は、安全運転管理者等の経歴欄に運転の管理経験を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

変更事項が分かるように記載

副安全運転管理者に関する届出書の記載要領

様式第15号 (第15条関係)

◎ 届出の種類

※副安全運転管理者は、様式第15号を使用すること。

- 該当する項目に○印を付けること。
- ・ 管理者を選任したとき――「選任、解任」
 - ・ 管理者を解任したとき――「選任、解任」
 - ・ 管理者が交代した場合――「選任、解任」
 - ・ 既に届出済みの届出書の記載内容に変更があったとき――「届出事項を変更」

※ 整理番号 (安管一)		副安全運転管理者に関する届出書		年 月 日	
宮城県公安委員会 殿		届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名			
副安全運転管理者を選任、解任 届出事項を変更したので お届けします。		住所			
		(電話 FAX)			
① 選任年月日	年 月 日	⑤ 名称			
② 副安全運転管理者氏名	(ふりがな)	⑤ 位置			
③ 資格要件	生年月日 (年齢)	安全運転管理者の氏名			
	1 運転の管理経験 1年以上	業種別	1 官公署 2 公社団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸 13 電気/ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他		
	2 運転の経験 期間3年以上				
3 公安委員会の認定					
④ 職務上の地位		⑨ 乗用貨物自動車台数	管理する自動車の台数・運転者数		
⑤ 副安全運転管理者が運転免許を取得している場合	免許の種類	大型	中型	普通	軽
	免許年月日				
	免許証番号				
	交付年月日	年 月 日			
⑥ 安全運転管理者の勤務態様	勤務日動 隔日 その他()	⑩ 免許種別	大型	中型	準中
	補助者の有無 あり() なし	一種	二種	二種	準中
⑦ 副安全運転管理者等の経歴	勤務期間	勤務所名等	⑪ 前副安全運転管理者	解任年月日	
	自・・・至・・・			年 月 日	
	自・・・至・・・			氏名	
備考			解任事由	1 退職 2 転任 3 解任命令 4 その他()	

◎ 実際に警察署へ届出書を提出した日を記載すること。

◎ 「届出者」……自動車の使用者（事業所）からの届出なので、原則として事業所の代表者・所在地等を記載すること。

※印省略

① 選任年月日

実際に管理者を選任した日を記載すること。

② 副安全運転管理者氏名

住民票に記載された氏名・生年月日を確認し、正確に記載すること。

注意：高橋→高橋・渡辺→渡邊・斉藤→齋藤

③ 資格要件

20歳以上の者であるか

④ 職務上の地位

「代表取締役・専務取締役・所長・支店長・〇〇部部长・〇〇課課長・〇〇係係長・〇〇係主任」等の地位を記載すること。

※ これらの地位の名称を使用しない事業所では()書きでどの地位に相当するかを具体的な地位の名称を記載すること

⑤ 副安全運転管理者の運転免許

運転免許証の記載内容を確認し、正確に記載すること。

運転免許がない管理者については、記載しないこと。

⑥ 安全運転管理者の勤務の態様

勤務欄の該当する欄に○印を付すこと。

副安管の有無について○印を付すこと。

⑦ 副安全運転管理者等の経歴

- (副) 安全運転管理者の経歴を記載する。
- (副) 安全運転管理者の経歴が無い場合は運転の管理経験を記載すること。
- (運転管理経験1年以上又は運転経験3年以上)

⑧ 使用の本拠

「名称」……登録する名称なので営業所名等まで正確に記載すること。

「位置」……所在地を正確に記載すること。「番・号・番地の」等を「-」としない

「業種別」……複数の業種にわたる事業所は主たる業種を○印で囲むこと。

※ 安全運転管理者の氏名も書くこと

⑨ 自動車台数……使用する自動車の台数を記載すること。(大型・普通自動二輪は、1台0.5台で計算)

⑩ 運転者数
「専従」……通常の運転担当者数を記載すること。

「予備」……運転する可能性のある運転者をする。

⑪ 解任年月日
実際に、副管理者を解任した日を記載すること。

また、解任事由にも○を付すこと。

※備考欄の記載方法

- ・ 副安全運転管理者●●から△△に変更
- ・ 副安全運転管理者●●を解任し、△△を選任
- ・ 事業所所在地●●から△△に移転、変更
- ・ 使用台数が19台以下になったことから副管理者を解任等

変更事項が分かるように記載

備考 1 副安全運転管理者の経歴がない場合は、副安全運転管理者等の経歴欄に運転の管理経験を記載すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。